

【月刊】

キャッチピース

82

通巻160号 00/6/20

「軍転法」 50年と 朝鮮半島の 和解の風

南北首脳会談のテレビニュースを、食い入るように見ていた。空港で人々が唄う「我らの願いは統一(ウリエ・ソウオン)」を聞いているうちに、熱いものがこみあげるのを押さえることができなかつた。80年光州決起と金大中氏らへの死刑判決は、僕が「市民運動」

と呼ばれる世界に足を踏み込むきっかけだった。あの歌は光州の学生たちも唄っていたし、東京や横浜のデモでも僕たちは好んで唄った。

時代は大きく変わろうとしている。前途には多くの試練が待ち受けているだろうけれども、「対決と戦争の危機の時代」の「終わり」が、間違いなく始まっている。

日本の再軍備も憲法の空洞化も、有事研究も日米安保の強化も、思いやり予算も安保再定義も新ガイドラインも周辺事態法も、名護の海上基地も…今私たちが直面している事態は、すべて「朝鮮半島があぶない」という時

キャッチピース 第9回全国会議のご案内

●朝鮮半島では、半世紀にわたった冷戦構造を一つの民族が自主的に統一を目指して動き出すという新しい局面が展開し始めています。新たな世紀に向け、日本の現状を共有し、世界を意識しつつ、日本列島、各地での取り組みをどう進めていくのか

●構想する場として位置づけたいと思います。そこで出たものをそれぞれ持ち帰り、地域での根付いた息の長い取り組みの糧になれば幸いです。

7月29日(土) 14時から18時
「オープンフォーラム」

関西をはじめ、沖縄・九州・呉・愛知・横須賀・横浜・東京・函館などからの地域報告。「思いやり予算」等の課題報告と討論。

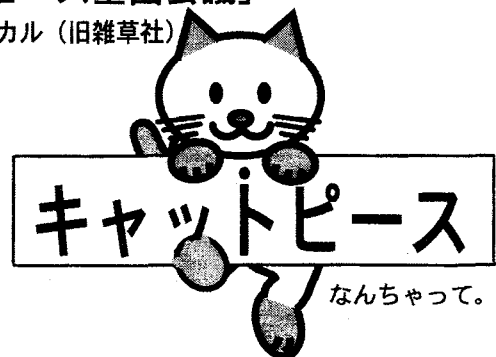
会場：部落解放センター5階会議室
(JR環状線「芦原橋」下車南へ徒歩5分)

7月30日(日) 9時から12時
「キャッチピース全国会議」

会場：フリースペース・ローカル(旧雑草社)

参加費(予定)：
フォーラム 1,000円
交流会費 3,000円
宿泊費 1,000円

大阪で



編集発行●脱軍備ネットワーク・キャッチピース

●維持会員(月額) 個人1口1000円 団体1口2000円 ●参加会員(月額) 個人1口500円 団体1口1000円
●通信会員(年額) 1口3000円 (会費には本紙購読料が含まれます)

旧軍港市転換法

一九五〇年六月二十八日 法律第二二〇号

(目的)

第一条 この法律は、旧軍港市(横須賀市、呉市、佐世保市及び舞鶴市をいう。以下同じ)を平和産業港湾都市に転換することにより、平和日本実現の理想達成に寄与することを目的とする。

(計画及び事業)

第二条 前条の目的を達成するため旧軍港市を平和産業港湾都市にふさわしいように建設する計画(以下「旧軍港市転換計画」という。)及びこれを実施する事業(以下「旧軍港市転換事業」という。)については、都市計画法(大正八年法律第三十六号)又は特別都市計画法(昭和二十一年法律十九号)の適用があるものとする。

(事業の援助)

第三条 国及び地方公共団体の関係諸機関は、旧軍港市転換事業が第一条の目的に於て重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を与えなければならない。

(特別の措置)

第四条 国は旧軍港市転換事業の用に供するために、旧軍港市の都市計画又は特別都市計画の区域内において有する旧軍用の土地、施設その他の財産(以下「旧軍用財産」という。)を、旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律(昭和二十三年法律第七十四号)の例により、処理することができる。この場合において同法第二条第一項及び第三条第一項の規定はそれぞれ第一号及び第二号のように変更するものとする。

一 旧軍用財産は、公共団体において医療施設、社会事業施設若しくは引揚者の寮の用に供するとき又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校の用に供するときは、当該公共団体又は学校の設置者に対して、時価の五割以内において減額した対価で譲渡することができる。

二 旧軍用財産を譲渡した場合において、当該財産の譲渡を受けた者が、売却代金又は交換差金を一時に支払うことが困難であると認められるときは、確実な担保を徴し、利息を附し、十年以内の延納の特約をすることができ、

五 前項に定める外、国は旧軍用財産を旧軍港市転換計画の実現に寄与するよう

に有効適切に処理しなければならない。

第五条

国は、旧軍港市転換事業の用に供するために必要があると認める場合においては国有財産法(昭和二十二年法律第七十三号)第二十八条に規定する制限にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、ふつう財産を譲与しなければならない。

(旧軍港市国有財産処理審議会)

第六条

前二条に規定する旧軍用財産の処理及び普通財産の譲与に關し、その相手方財産の範囲、譲渡価額、延納期限その他の重要事項については、大蔵大臣の諮問に應じてこれを調査審議するため、大蔵省に旧軍港市国有財産処理審議会(以下「審議会」という。)を置く。

二 審議会は、委員二十人でこれを組織する。

但し、再任することをさまたげない。

6 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

7 委員は、非常勤とする。

8 第三項第三号、第四号及び第六号にかける委員は、予算に定める金額の範囲内で旅費を受けるものとする。

9 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することはできない。

10 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

11 この条に規定するものの外、審議会の運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

(報告)

第七条

旧軍港市転換事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するに努め、六箇月ごとにその進行状況を建設大臣及び大蔵大臣に報告しなければならない。

二 内閣総理大臣は、毎年一回国会に対し、旧軍港市転換事業の状況を報告しなければならない。

(市長及び住民の責務)

第八条

旧軍港市の市長は、その市の住民の協力及び関係諸機関の援助により、平和産業港湾都市を完成することについて、不断の活動をしなければならない。

二 旧軍港市の住民は、前項の市長の活動に協力しなければならない。

佐世保、呉、舞鶴そして横須賀の四つの町だけを対象とするこの法律は、平和憲法の実現プロセスを「軍都の平和転換」をキーワードに推進するために作られた。四市では住民投票が行われ、圧倒的多数の市民の支持で成立した。「憲法は占領軍に押しつけられたもの」という「改憲派」は、この事実をどう見るのだろうか。

朝鮮半島には和解の風が吹きはじめた。「対決と戦争の危機の時代」から私たち自身を解き放つ=平和転換に向けて、元氣と勇氣をもって、「不断の努力」(軍転法第8条)をつづけて行こう。くり返そう、そうすればいつか必ず「風」は吹いてくる。(田巻一彦)



この素晴らしい法律が 私たちの町・呉から 生まれたことを伝えたい

湯浅一郎●ピースリンク広島・呉。岩国

代認識に基づくものだ。その根っこのところが大きく揺らぎ始めた。在韓米軍の削減を含むアジア太平洋10万人体制の見直しは、避けられない。

そのことを思えば、ジュゴンの住処を破壊して海を埋め立てて基地をつくるなどという計画が、どんなにバカげた、許し難いものであるかは明らかだ。

だが、ピョンヤンからのニュースを見て感じたのは、「がんばること」「つづけること」の大事さだった。つづけていれば、必ず新しい風が吹くのだ。

50年前の6月28日、ひとつの法律が成立した。「旧軍港市転換法」(略して「軍転法」)。

軍転法の施行から半世紀がたつ今年、呉市は、平和産業港湾都市の思想から逆行するような施策を打ち出した。軍事技術を誇らしげに展示する「海事博物館」の基本設計費として約2億7000万円が今年度予算に計上されたのである。半世紀前に施行された日が近づこうとしているが、呉市は一向に軍転法に関する宣伝をしようとしなない。横須賀で四市による記念式典のようなものが企画されており、それだけですまそうとしているようだ。6月議会でも議員の側から、この市の姿勢を問うということもなかった。

軍転法成立までの経過を過去の呉市報な

どから推測すると、呉市は四市の中でも、もっとも先頭に立って法律の制定に尽力している。当時の鈴木市長は、広島市の「広島平和記念都市建設法の成立を見て、同じ発想で行けるのではないかと考え、法案の原案を作成し、佐世保市など他の市と連携をとりつつ、最先頭で動いたのである。当時の市政だよりは、標語入選者が紹介され、住民投票に行くよう促している。「この票で築け世界の産業都市」「呉興す光だ力だ転換法」、「転換法明るい呉のさきがけだ」といった経済的復興を夢見たもの、「賛成で魂入れる転換法」「一票は市民が生きる転換法」、さらに「平和都市想いをこめてこの一票」といった平和を

(4ページへ)

(2ページから)

希求する声が確実に生きていた。その結果、投票率が82.2%、うち95.9%が賛成票を投じている。このとき市民は、本気で、軍港としての歴史を反省し、文字通りの平和産業港湾都市をイメージし、決意していたに違いない。敗戦がきっかけとはいえ、半世紀前、呉市民は、〈軍隊と共に歩む道〉から抜け出ようとしていたのである。

しかし、皮肉にも、法の施行3日前に起こった朝鮮戦争によって、その思いは無視され、何らかの変更を余儀なくされていったのである。GHQは手を翻して、日本の再軍備に着手し、その夏には警察予備隊を組織し、4年後には陸海空三軍の「自衛隊」が創設された。その一部が、呉市にもやってきたし、アメリカ軍は、広地区の一部を占有し、陸軍の弾薬庫として使用してきた。呉市の場合、駐留していた部隊がイギリス連邦軍であった関係でか、1959年に連邦軍が退去して以来、軍転法の適用が相次ぎ、それなりの成果を上げてきた。現在までに、旧海軍施設用地は、公共施設43.5%、民間関係施設34.2%、農地所管換10.0%に転用され、残っているのは2.5%の米軍関係施設(弾薬庫)、8.1%の自衛隊関係施設だけである。

しかし、呉市は、自衛隊施設に対して「防衛施設であって軍事施設ではない」として返還を求める姿勢はない。むしろ自衛隊との共存・共栄路線をとっているのが現実である。話が逆ではないか。憲法調査会が設置され、軍隊の不保持と交戦権の放棄をうたった憲法九条の放棄を露骨に意識した論議が始まっている今、改めて、呉市にとっての憲法に当たる「旧軍港市転換法」を、今日的な文脈の中に位置づけ、その意義を見つめ直すべきである。軍転法は、憲法95条に基づいた住民

投票で市民の大多数が賛成してできた、市民が選び取った法律である。今こそ、その法律を活かすべき時のはずである。そうした思いから、私たちは、軍転法施行から半世紀の今年、軍転法を今日的な文脈において意義をとらえなおすキャンペーンを行うこととした。狙いは、以下のようなことである。・とにかく軍転法の存在そのものを市民に知らせること。・呉市にとっての憲法のようなものを見つめる中で、改めて憲法を考えるきっかけにする。・近年、環境問題などを中心に住民の声を行政に反映させるべく住民投票が重視されてきているが、半世紀前に憲法の地方自治の条項に関わって、進められた先駆的な仕事として、住民投票によって成立した点に光を当てること。・ポスト冷戦後のアメリカでの施策、沖縄の軍転法などとの関連で、今改めて、全国での軍転法への声をとよびかける。

具体的な企画としては、1)6/27「公開学習会」〈軍転法50年を考える〉 2)6/28呉市への申し入れ(軍転法の施行日) 3)市民アンケートの実施 4)パンフ「軍転法と呉市海事博物館」(仮題)特に高校生など若い世代へのアンケートを重視し、暮らしている町にこんな法律があるんだということとともに議論できる雰囲気を作れたら、それだけでも大きな成果だと思い、動き始めたところである。

その流れで、年末にでも、旧軍港四市の市民が集えればと願っている。◆◆



ビエケスの闘い

米軍支配に島ぐるみで挑む「カリブ海の沖縄」

田巻一彦●編集部

99年4月に起こった誤爆による一人の民間人の死をきっかけに、カリブ海に浮かぶビエクス島では、米海軍射爆場を求める「島ぐるみ闘争」が盛り上がっている。5月上旬、座り込んでいた住民は強制排除されたが、人々の闘いは、米国政府に基地撤去を争点にした住民投票を約束させ、今もなおつづいている。日本のメディアではほとんどとりあげられなかったが、地球を半周ほど離れた場所でのこの闘いは、「沖縄」とつながっている。現地の住民団体のパンフレットや米国各紙の報道をもとに経過と背景を追った。

5月1日、カリブ海の米国自治州プエルトリコの小さな島ビエクス島は異様な緊張に包まれていた。沖合には、1,000人の海兵隊を乗せた米海軍艦船が浮かんでいた。海兵隊員たちは、特殊兵器及び特殊作戦チームによる、島の東側にある米海軍の射爆場を占拠した約300人の住民を排除する「作戦」を支援するために結集していた。排除作戦のためにはおびただしい数の不発弾を避けながら、占拠者を発見しとらえなければならない。危険きわまりない「作戦」である。

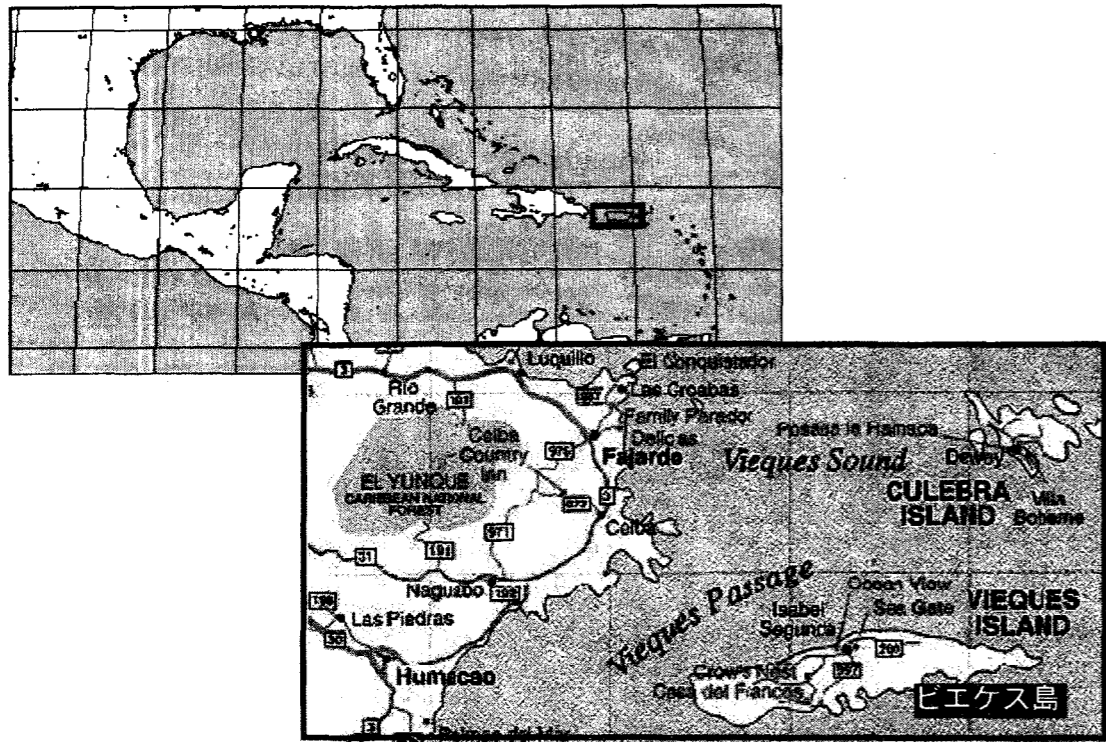
住民はクリントン大統領とペドロ・ロセル総督との間で1月31日に結ばれた合意書に抗議して、射爆場を占拠していた。合意書は、住民投票実施までの間、海軍が暫定的に射爆場を使って模擬弾を使った演習を行うことを許す内容だった。住民投票では、海軍が、継続して実弾砲爆撃演習のためにビエクスを全面的使用を継続するか、すべての演習を2003年5月1日までに終了させるか

が問われる予定である。投票結果が海軍の無期限使用を許すものであれば、連邦政府からは9,000万ドルの援助が与えられる。

運動の中心を担った「ビエクスに正義と平和を！調整委員会」は5月1日集会を持ち、当局による排除に対しては非暴力で抵抗することを決めていた。

ビエクスと米軍

プエルトリコを米国が占領したのは1898年。米国はそれ以来一貫して、プエルトリコをカリブ海、中南米への支配と介入の拠点として使ってきた。本島の約6マイル東にあるビエクス島は、総面積33,000エーカー、人口13,000人ほどの島である。住民の70パーセントあまりが「貧困」以下の生活水準であり失業率は50%を超える。しかし、この小さく、貧しい島は、米海軍にとっては「王冠の宝石」のような存在である。40年



代からこのかた、海軍は、島の3/4にあたる土地を支配し、西側には弾薬庫、東側一帯は広大な射爆場及び演習場を置いている。ビエケスは、大西洋岸でただ一つ、爆撃、艦砲射撃、機銃掃射、そして上陸作戦という「統合演習」が行える唯一の場所だ。米海軍だけではない。時にはNATO軍の合同演習にも使われる。

プエルトリコ本島とビエケスを結ぶ6海里的最短の航路は海軍の管理水域のため、プエルトリコ州政府が使うことができるのは18海里的の遠回りの航路のみ。島で最も高度が高い場所も、水利がよく肥沃な土地も、白い砂のビーチも数百の群島もすべて海軍が管理している。

海軍の砲爆撃演習はすさまじい自然破壊をもたらした。プエルトリコ大学リオ・ピエドラス校の地学部長・バルボーサ教授によれば、「島の東海岸一帯は、月の表面よりひどいクレーターだらけ」だ。教授は「沿岸地帯の保

護に関する環境基準、水質、騒音、水中の資源に関するもの…すべての環境基準がここでは守られていない」。

漁民たちはつねに不発弾や流弾におびえながら操業しなければならない。砲爆撃は魚の餌場を破壊し、軍艦が漁網を切断したり、流れ弾で漁民がひどいけがをすることもしばしばだった。しかも、沿岸で最も良い漁場は、演習のためにたびたび閉鎖される。

プエルトリコ大学公衆衛生学科の調査によれば、ビエケスのガン発生率はプエルトリコ全体よりも27%も高い。州議会は専門家による調査を指示しているが、住民も専門家の多くも、これは射爆場の存在とは無関係ではないと見ている。

化学技術者のラファエル・ペレスは、1988年2月の論文の中で、砲爆撃によって発生する化学物質＝TNT、硝酸、亜硝酸、RD X、テチル等が、様々な経路で環境に放出され、ビエケスの居住区域の大気にはこれらの

物質が、1立方メートル中197マイクログラム含まれていると報告している。これは大気汚染に関する連邦基準を超える数値である。土壌や水質の重金属など有害物質による汚染を指摘した報告もある。

射爆場では劣化ウラン弾も使われていた。昨年2月の対ユーゴ空爆に備えた訓練で263発の劣化ウラン弾がビエケス島の着弾地に打ち込まれたことを海軍は認めた。NCR(原子力規制委員会)の資料によれば、56発は回収されたものの、残りについては散在する通常の不発弾が危険で調査そのものが延期された。

漁民たちは、長年にわたって演習の中止と射爆場の撤去を求めて闘ってきた。漁民だけではない。度重なる基地被害に人々の怒りは高まっていた。爆撃機による爆弾の誤投下や訓練の流弾がスクールバスのウィンドウを破壊する事件は、死傷者が出なただけでもまさに不幸中の幸いであった。しかも、米軍は、プエルトリコの社会と経済に致命的な打撃を与えてきた。

プエルトリコは、1917年から約20万人以上を徴兵または志願兵として送り出してきた。ベトナム戦争からの帰還者の多くは精神的・身体的疾患を抱えている。現在でも約16万人の帰還兵を抱えている。巨大な基地建設のために土地を奪われたのは千以上の家族に上る。

人々の基地撤去の声は、主権と環境を求める根元的な要求であった。中でも、島の大半の米軍に占拠されたビエケスの現状はビエケス住民だけでなくプエルトリコ全体の問題であると同時に、米本土の心ある人々の関心を集めていた。

99年4月の悲劇と占拠闘争

反基地運動に決定的に火を着けたのが、99年4月19日午後7時に起こった悲劇だった。海軍のFA18-A攻撃機が500ポンド爆弾二発を誤って投下、海軍の監視所を破壊し、民間の警備員デイビッド・サンズ・ロドリゲス氏が死亡、7人が負傷したのである。これに抗議する住民と活動家は、射爆場の主要な場所を占拠し、演習再開を阻止した。4月22日にはロドリゲス氏が殺された現場の近くに住民団体が大きな横断幕を広げた。人々はこの場所をマウント・デビッドと呼んだ。

プエルトリコ独立党は、マウント・デビッドから1マイルほど離れた射爆場内に5月8日キャンプを設営、海軍管理地の他の場所には漁民団体や教師のグループが抗議キャンプを作り座り込みをに入った。州当局も住民の側にたった。海軍はビエケスでの演習を一時中断せざるを得なくなった。

連邦政府は事態の收拾に動き始める。基地撤去論への譲歩はもはや避けられなかった。10月8日になって、大統領の諮問委員会が出した答申は、(1)海軍にビエケスでの実弾演習の再開を許可する。ただし(2)射爆場は5年以内に閉鎖する、というものであった。これは、演習の全面中止と射爆場の即時撤去という住民と州当局の要求とはかけ離れた内容であった。コーエン国防長官は「住民の感情はわかるが海軍の立場も理解を」と妥協を求めた。委員会答申への反論は思わぬところからも吹き出した。次期上院議員選挙にニューヨークから立候補予定のヒラリー・クリントン大統領夫人は、「実弾演習は、ビエケス住民の生命と環境、経済発展を阻害す

る」として、演習の即時全面中止を求めた。ニューヨークに多数居住しているプエルトリコ人やヒスパニック系住民のことを思えば他にとりうる態度はなかった。ゴア副大統領も、私的な会話の中で演習場の閉鎖を支持すると発言したと伝えられたが、側近は、「事態の重要性と早期解決への努力を述べたのみ」と、これをうち消した。

すぐに代替演習場を見つけるのは困難である、というのが海軍の主張であった。先に述べたようにピエケスは海軍が思う存分演習をできる東海岸唯一の場所である。(太平洋側には、カリフォルニア州サン・クレメンテ島でピエケスと同様の演習を行っている。しかし、ピエケスとちがいは完全な無人島である)。委員会答申は、演習継続の必要性は認めつつ、実弾演習回数の減少と不発弾の早期回収を求める折衷案であったが、住民との対立は決定的だった。

ピエケスを一時的に奪われた海軍は、この間、バージニアやノースカロライナ、またはイギリスとの協定で使用可能なスコットランドに空母戦闘弾を派遣して射撃演習を行っていた。海軍はピエケスを失ったらもう演習をする場所はないと主張した。しかし、全国プエルトリコ人連合議長のマヌエル・ミラバルは次のように批判している。「1970年代、海軍は同じプエルトリコにあるクレブラやハワイでピエケスと同じように使っていたカホオラウエの返還を求められた時にも同じように抵抗したではないか。この平和な時代にどうしてもピエケスを手放せない理由などないではないか」。ピエケスに固執することに対する批判は元海軍の高官からも持ち上がった。「演習のあり方を再調整すればピエケスはいらない」というのが彼らの主張だった。

一方、クリントン大統領は州知事に対し

て、「経済援助」をちらつかせつつ「政治決着」を働きかけた。その結論が1月31日の合意であった。合意は昨年10月の委員会答申から見ても後退したものだった。とりあえず演習を再開しておいて、住民投票というクッションを置き、経済援助の約束によって世論を切りくずそうという意図は明らかだった。ヒラリー・クリントンは「住民投票までの間、演習は中止するべきである」とこれを批判した。

強制排除と抗議行動

5月初め、ピエケス島のキャンプ・ガルシアのゲート前に集まった人々の中には、80才の元終身刑囚ロリータ・レブロンがいた。彼女は、1952年にワシントンDCで数名の国会議員を狙撃して終身刑の判決を受けたが、1979年カーター大統領にによる特赦で釈放された。彼女はニューヨークタイムズの記者に対して次のように語っている。「私はいかなる争いもしない。逮捕されることを望む。私は今、神の思召しによってここにいる」。活動家の何人かは、不発弾の危険に身をさらしながら、しかし発見されたら争わずに、静かに逮捕される覚悟を胸に、着弾地のプッシュに潜んだ。

5月4日早朝、FBIとプエルトリコ警察の機動隊員による実力行使が始まった。軍は実力行使には加わらなかった。警察活動＝国内法の執行には軍隊を使わないという法律があるためである。またプエルトリコ警察も群衆の整理にあたったが直接の「強制執行」には加わらなかった。「排除」は平和的に行われた。排除されたのは216人。中には著名な宗教家や国会議員も含まれていた。

住民とともに排除されたニューヨーク市議会議員のホセ・リベラ氏はAP通信の記者

韓国でも 射爆場が大きな焦点に メハンニ（梅香里） のたたかい

韓国でも、誤爆事件をきっかけにした射爆場反対闘争が大きく盛り上がっている。

5月8日、京畿道梅香里（メハンニ）に近い、クンニ射爆場で演習中の米空軍A-10攻撃機がエンジン故障を起こし、機体重量を

に次のように語った。「プエルトリコは再び侵略された。明日は全米で市民の不服従闘争が起こるだろう」。排除された人々は短時間の拘留の後全員が釈放された。

この強制排除に対して、翌5日からプエルトリコ全土で抗議行動が行われた。大学では学生と教師たちがクラスを閉鎖、首都サン・ファンでは、国際空港で5,000人の電気関係労働者が4時間のストを打ったほか、中心部では数百人がデモ行進を行った。抗議行動は米国全土に広がり、ワシントン、ニューヨーク、フィラデルフィアなど主要都市で抗議行動が行われた。

抗議行動の中での 演習再開

5月7日には海軍は演習を再開した。未だ住民数人が着弾地近くに潜んでいる状況の中での演習再開は、危険きわまりない判断だった。人々の強い抗議にもかかわらず強行されたこの演習の目的は、長期にわたって使用不能となっていた演習場の「認証」のためのもので、本格的な演習（1月のクリントン-

減らすために、海上に500ポンド爆弾を投下、爆音に驚いた住民7人が怪我をし、家屋に被害を与えた。住民は厳正な被害補償を求めるとともに、長い基地被害の中で鬱積した怒りを爆発させた。「韓米地位協定」の不正もクローズアップされている。

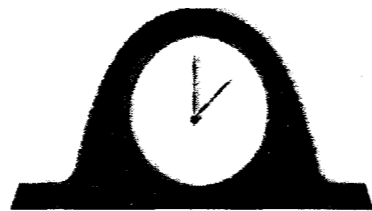
メハンニの闘いは、韓国反基地運動の最大の焦点となり、支援の輪は、全国に広がっている。6月20日には、学生6人が射爆場に進入、米軍の演習は一時ストップした。（本紙でも、近くこの問題を集中的に取り上げる予定である）

ロセル合意で、年間180日が90日に縮小された)の準備にあたる。2機のスカイホーク攻撃機が、2発のMK76模擬弾を投下した。

海軍の大規模演習は6月25日の週にも行われる予定である。海軍の計画では、演習を行うのは、空母「ジョージ・ワシントン」戦闘団。5隻の艦船による艦砲射撃600発の後、艦載機が2日間にわたり550から830発の模擬爆弾(その中には、500ポンド、1000ポンドの大型爆弾120発が含まれている)を投下する。

住民団体は再び闘いを準備している。米国の環境保護団体「天然資源防衛協会(NRDC)」は高いガン発生率と劣化ウランの関係を立証するための、演習場への立ち入りとサンプル採取を申請したが拒否された。

1月31日の合意では、ピエケス射爆場存続を巡る住民投票は、合意の日から18ヶ月以内に行われる。◆◆



●地理的に身近にある基地問題のカバーさえ不十分な「本土」のマスコミに、沖縄の基地問題の十分な報道は望めない。この1ヶ月だけでも、劣化ウラン弾、普天間「代替」基地問題、サトウキビ畑米軍侵入事件、地位協定改定問題など見逃せない動きが多かったが、マスコミはほとんどを「見逃し」た。

●ここでは沖縄の2紙を中心に、テーマ別に集め時間順に並べた。紙数の都合上記事のリードの部分だけの抜粋になった。記事の全文や、関連記事(日本の他の基地問題も含む)をお読みにになりたい方は、<http://www.egroups.co.jp/messages/nomorewar/>へアクセスしてみてください。要登録は無料です。(青木雅彦)

【沖】=沖縄タイムス、【流】=琉球新報

普天間「移設」問題

沖縄県は普天間「代替」基地の「15年期限」を変えていないが、日本政府は米国にこの問題を持ち掛けるのを遠慮。米国と米軍はこの「期限」に反対することを改めて繰り返している。一方、基地移設反対運動の動きでは、前名護市長を訴えていた裁判の敗訴が確定。また環境庁はジュゴン希少野生動物に指定しないことを表明した。

【朝日新聞】5月6日

普天間代替「15年期限」、日米首脳会談では踏み込まず

森喜朗首相は5日のクリントン米大統領との会談で、沖縄県の米軍普天間飛行場の代替施設をめぐる、沖縄県と名護市が15年の使用期限を求めている問題について「日本政府は沖縄の要望を重く受け止め、日米特別行動委員会(SACO)の最終報告と日米安保共同宣言を踏まえ、緊密に米国政府と協議していきたい」と述べ、これまで通り間接的に触れたものの、踏み込んだ議論はしなかった。

【沖】5月9日

政府、米軍基地の跡地利用検討作業を本格化

政府は、米軍用地跡地利用の促進・円滑化に向けた「跡地対策協議会」(仮称)の初会合を三十一日に都内で開くよう県や宜野湾市と日程を調整している。昨年末の閣議決定で示された政府方針に基づき、国・県・関係市町村による「調整機関の設置」の在り方などを検討するもので、米軍普天間飛行場などを有する宜野湾市をモデルケースに検討作業を本格化させる。初会合には青木幹雄官房長官、稲嶺恵一知事、比嘉盛光宜野湾市長が出席を予定している。

「普天間」跡地で初会合/宜野湾チーム

普天間飛行場など返還米軍施設の跡地利用について話し合う「宜野湾市軍用地跡地開発プロジェクトチーム」の初会合が八日、市役所内で開

かれ、今後の運営方針や担当業務などについて申し合わせた。跡地やその周辺のまちづくり、新たな法整備に関する調査研究、環境問題、文化財の保護などについて(1)開発部会(2)法制・財政部会(3)環境・文化財部会(4)渉外部会一の四部会でそれぞれ問題点を洗い出す。

【流】5月9日

原告側の請求、棄却/海上基地住民投票訴訟

米軍普天間基地代替の海上ヘリ基地建設の賛否をめぐる、1997年12月に実施された名護市民投票で、過半数の反対票の結果に反し当時の比嘉鉄也市長がヘリ基地建設の受け入れを表明し、憲法に定められた平和的生存権を侵害されたとして、名護市の輿石正さんから501人が比嘉前市長と名護市に計501万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が9日午後、那覇地裁で言い渡され、綿引穰裁判長(代読)は原告の請求を棄却する判決を言い渡した。判決は「市長に対しては住民投票の結果を参考とするよう要請しているに過ぎない」と述べ、住民投票の法的拘束力を否定した。

【流】5月22日

原告側が控訴断念/海上ヘリ基地の名護市民投票訴訟

米軍海上ヘリ基地建設の賛否をめぐる1997年12月に行われた名護市民投票の法的拘束力などを争点に名護市の輿石正さん(54)ら501人が比嘉前市長と名護市に計501万円の損害賠償を求め、一審那覇地裁判決で請求棄却の判決を言い渡された市民投票訴訟で、原告側は控訴期限の2日までに控訴を断念することを決めた。控訴期限の同日午後に発表する。

判決全体に関しては「不満」だが、名護市長が条例に反する結果を生じさせ、精神的被害を受けたとする場合に裁判上の訴訟になることが判決で確認され、一部評価できるとして、断念することを決めたもよう。

【沖】5月20日

辺野古のジュゴン、希少指定は困難 政府、保護区設定も否定

政府は十九日、名護市辺野古の周辺海域で回遊が確認されているジュゴンの保護について「生息状況の十分な知見が得られず、種の保存法に基づく国内希少野生動物種への指定は困難で、生息地等保護区指定もできない」との見解を明らかにした。

県選出の照屋寛徳参院議員(社民・護憲)の質問主意書に閣議決定した書面で答弁したもので、ジュゴン保護の対策は示していない。こうした政府の対応について環境団体からは、「国際的にジュゴン保護の機運が高まっているなかで、日本政府は後ろ向きだ」と批判の声が上がっている。

【沖】5月28日

フォーリー駐日大使へのインタビュー

26日に来県したフォーリー駐日米国大使は、平良知二沖縄タイムス編集局長とのインタビューに応じ、サミット、基地問題について次のように語った。

一基地問題についてサミットで議論してほしいという要望が県民の間には強い。

大使 サミットは日米の二国間会議ではない。世界から見てグローバルな問題を話し合う場である。しかし、沖縄にとってはよい機会である。沖縄の文化や歴史、負担などを見てもらう機会になる。報道陣の多くが注視する。前向きの将来性、希望のあるところを見せてほしい。観光、経済開発など潜在的な可能性を示すチャンスである。現在も大事だが、将来の可能性について焦点にすればいいのではないか。

一市民運動として、七月二十日に嘉手納基地を包囲する計画がある。基地問題をアピールしようということだが、この点についてどう受け止めますか。

大使 サミットは沖縄の持っている潜在性を世界に示す機会にすべきだと考える。どちらかという(基地の)ネガティブな側面に焦点を当ててではなく、現在の問題よりも将来に目を向けてほしい。クリントン大統領も沖縄の将来に光が

当たることを希望している。私も同じ考えです。
一県民の多くは基地の整理・縮小を望んでいる。普天間飛行場移設の問題では、稲嶺恵一知事から十五年の使用期限を付けるようにという要望も出ている。県民の要望をどういう形で吸い上げていくべきだと思いますか。大使 十五年の使用期限については理解している。しかし、基地の存在は日米安保条約に基づき、日本の防衛、この地域の安全保障を遂行するために存在している。恣意(しい)的な期限を付けるということは(安全保障上)影響が出てくる。

【沖】6月7日 「15年」期限に否定的/在日米軍司令官

ポール・V・ヘスター在日米軍司令官は六日、日本記者クラブで会見し、米軍普天間飛行場代替施設の使用期限十五年問題への対応について「日米両政府が環境に応じて決断すべき問題だ。われわれが勝手に期限を付けることは適当ではない」と述べ、期限設定に否定的な考えを示した。

ヘスター司令官は在沖米軍基地の国外移転の可能性についても触れ「戦略的な課題として、二国間で引き続き討議されていくべきだ。(日米両政府が)お互いのビジョンを交換することで、在日米軍の駐留はどこがベストなのかという結論

劣化ウラン問題

97年に沖縄鳥島で、海兵隊による劣化ウラン弾「誤射」事件が発覚してこの核物質が沖縄に貯蔵されている事が確認された。まもなく米軍は沖縄海兵隊は劣化ウラン弾を沖縄から撤去したと言明した。しかし、実は沖縄からすべての劣化ウラン弾がなくなったのではなく、嘉手納の空軍が機関砲用の弾頭として貯蔵していることがこのほど明らかになった。米軍はこれを撤去するとはしていない。

これとは別に、劣化ウラン弾の葉莖が米軍の払い下げ品業者の物資置場で発見された。いったいどういうルートでこれらが流出したかは未だに不明。またこれらの「中味」の劣化ウラン弾がいつどこで使用されたものかについても米軍は明らかにしていない。

【流】5月25日 劣化ウラン 嘉手納に貯蔵/司令官が表明

嘉手納基地の米空軍第18航空団司令官のジェームス・スミス准将は24日、劣化ウラン弾が嘉手納弾薬庫内に現在も貯蔵されていることを明らかにした。1997年に発覚した鳥島射爆

になると思う」と、日米間で継続的に討議していく必要があるとの認識を示した。また、世界で同時期に二カ所で起こった大規模紛争に対応できることを想定した米軍の戦略と在沖米軍を含めた在日米軍とのかかわりについても「(戦略を)見直すことがあっても、日本は米国にとって重要な同盟国。在日米軍が日本から離れることもあり得ない」と述べた。

【流】6月6日 「普天間移設に賛成」47%/県議選・「投票する」は94%

任期満了に伴う第八回県議会議員選挙(11日投票)を前に琉球新報社は、5月30、31、6月1日の3日間、電話による有権者アンケート調査を実施した。その結果、79.4%が県議選に何らかの関心を持っていることが分かった。

米軍普天間飛行場の県内移設について「賛成」「どちらか」というと賛成が47.0%で、「反対」「どちらか」というと反対の41.7%を上回った。

同飛行場代替基地の使用期限15年については「支持」「どちらか」といえば支持が51.4%と過半数を占め、「支持しない」「どちらか」といえば支持しないは37.7%だった。

撃場での海兵隊機による劣化ウラン弾誤射事件以来、在日米軍基地内で劣化ウラン弾の貯蔵が具体的に明らかになったのは初めて。報道関係者に嘉手納基地内を紹介する「メディアデー(報道の日)」での記者会見で述べた。誤射事件後、在日米軍は海兵隊基地からはすべての劣化ウラン弾を

撤去したと説明していたが、陸、海、空の三軍の基地での貯蔵の有無は明確にしていなかった。嘉手納弾薬庫への貯蔵が明らかになったことで、県は嘉手納基地に事実確認をした上で、県外撤去を求めていく方針だ。

スミス司令官と嘉手納弾薬庫を管理している米空軍第18弾薬中隊のロナルド・サミック少佐によると、貯蔵されている劣化ウラン弾の種類は空対地による戦車攻撃用で、韓国鳥山基地などに配備されているA10サンダーボルト攻撃機が使用する30ミリ機関砲弾。貯蔵量については「把握していないが、嘉手納弾薬庫にある580の倉庫のうち一カ所で貯蔵されているだけで、全体からみれば量は少ない」と説明している。

【沖】5月26日 三連協、米軍劣化ウラン弾撤去申し入れ確認

嘉手納弾薬庫地区内に劣化ウラン弾が保管されていることが明らかになったことで、嘉手納基地に関する三市町連絡協議会(三連協、会長・仲宗根正和沖縄市長)は二十六日午前、嘉手納町役場で幹事会を開き、劣化ウラン弾の撤去を米側へ申し入れる方針を確認した。また、嘉手納町議会の基地対策特別委員会(金城明委員長)も同日午前、委員会を開き、対応を協議した。三連協の幹事会では、劣化ウラン弾を「沖縄から撤去すべきだ」との意見で一致。

【流】5月29日 米軍に事実確認へ/劣化ウラン弾

稲嶺恵一知事は29日午前の定例記者懇談会で、米軍嘉手納弾薬庫で劣化ウラン弾が保管されていることについて「久米島での誤使用問題以来、県民に根強い不安があるのは承知している。安全確認をしたうえで適切に対処したい」と述べ、今週中にも米軍に保管の事実を確認する意向を示した。撤去要請については、「保管している理由、管理体制などを確認した上で対応する」と繰り返すにとどまり、明言を避けた。

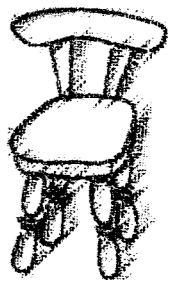
【流】5月31日 劣化ウラン弾、葉莖よう流出/民間地に数百発

沖縄本島中部にある米軍払い下げ品取扱業者の物資置き場に「劣化ウラン」と書かれた米軍25ミリ機関砲弾の葉莖ようが数百発以上放置されていることが琉球新報社の調べで分かった。葉莖ようは1995年末から96年の初めにかけて、米海兵隊のAV8Bハリアー攻撃機が鳥島射爆撃場に誤射した1520発の劣化ウラン弾と同種類の物。業者は数年前に米軍キャンプ・キンザーの米国防再利活用売却事務所(DRMO)から鉄くずとして購入したと話しており、誤射した劣化ウラン弾の葉莖ようが流出した可能性が出ている。在沖米海兵隊報道部は「事実確認を急ぎたい」と話している。

放置されていた葉莖ようは胴体の部分に「DEPLETED URANIUM(劣化ウラン)」、25ミリ機関砲弾を示す「25MM」の記述が見られる。野外に長期間放置されたためか、表面は一部がさびている。葉莖ようはドラム缶の中に詰められており、数百発以上に上る。

【流】6月1日 県、放射能測定を要請/劣化ウラン弾葉莖よう流出

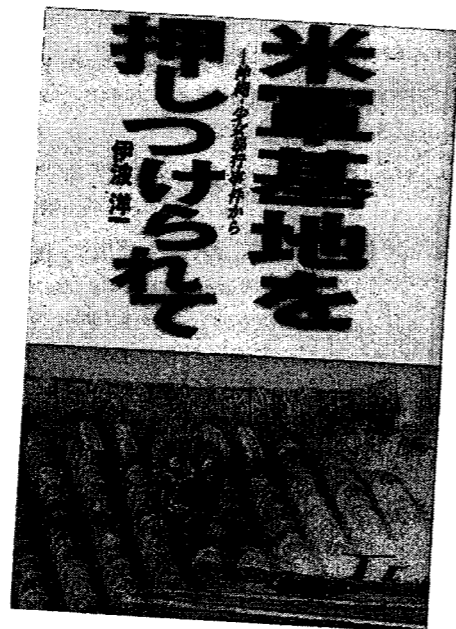
米軍から劣化ウラン弾の葉莖よう数百発が民間の払い下げ業者に放出され、西原町の物資置き場に放置されていた問題で、県は5月31日、米



本紙好評連載中 伊波洋一さんの 「沖縄から」 が本になりました。

発行:創史社 発売:八月書館 定価:1600円(税別)
推薦:大田昌秀前沖縄県知事

本紙連載中のコラム「沖縄から」のうち、1995年の少女暴行事件以後のものが再構成されて収録されています。激動の沖縄、反基地運動のまっただ中で書かれたレポートは、資料的価値も最高。編集部でも注文取り次ぎます。
FAX045-531-1341(田巻)tamaki@ab.mbn.or.jp



軍と日本政府に対し、周辺住民の不安を払しょくするため、人体に影響がないかを確認する放射能測定調査を現場で実施することを要請した。一方、翁長正貞西原町長は、現場の土壌や地下水への影響調査のほか、劣化ウラン弾の薬きょうが民間に払い下げられた流出経路について、調査を求める姿勢を示した。

在沖米海兵隊報道部は同日夕、「すべての薬きょうに害はない。使用した部隊によって、空で使用済みであることが確認され、国防再利用売却事務所(DRMO)でスクラップとして売却している」とコメント。放置されていた薬きょうの出所や、いつ、どこでウラン弾が使用されたのかなど、民間への流出経路の核心部分については「調査中」と説明した。

【沖】6月3日 劣化ウラン弾流出薬きょう鳥島誤射以外の可能性 米軍、94年以降、販売せず

米軍機が使用したとみられる劣化ウラン弾薬きょうが、民間業者に流出していた問題で、薬きょうは一九九五年から九六年まで鳥島射爆場で誤射された劣化ウラン弾以外の物である可能性が強まった。在沖米海兵隊報道部は二日、沖縄タイムス社の取材に対し、「九四年から現在までE1M(空薬きょうを含む鉄くず)は販売してい

ない」と回答し、「六一七年前年にE1Mを購入した時にあった」との業者の主張とほぼ一致した。米軍は鳥島誤射事件以外に日本国内で使用したことは一切ないと公表している。

【沖】6月5日 西原町議会が抗議決議/劣化ウラン弾薬きょう問題

西原町内の鉄くず業者に米軍が使用したとみられる劣化ウラン弾の薬きょうが流出していた問題で、同町議会(宮平宗輔議長)は五日、緊急の臨時会を開き、流出経路の事実確認や再発防止のための危険物質の管理体制の強化、日米地位協定の改定などを求めた抗議決議と意見書を全会一致で可決した。

抗議決議と意見書は「放射性危険物質が民間地域に流出することは極めて異常。米軍基地に絡む環境汚染の問題は県民の生命と財産、環境を脅かすものとして憂慮に堪えない」と指摘。

【沖】6月8日 県が米軍機関に劣化ウラン弾の流出経路ただす

西原町の鉄くず業者に劣化ウラン弾の薬きょう約四百七十本が流出した問題で、県の親川盛一知事公室長は八日午前、業者が薬きょうを購入した浦添市のキャンプ・キンザー内の米国防再利用

売却事務所(DRMO)を訪れ、軍払い下げ品の流出経路をたどした。

これに対し、DRMOの担当者は「個々の入札記録については二年分しか保存しないため特定できない」と述べ、薬きょうの番号から調べるしか流出経路を特定する方法はないとの見方を示

サトウキビ畑米軍射撃事件

宜野座村で四月下旬、海兵隊所属の水陸両用車が海底のさんご礁などを損壊させた事件のすぐ後に、今度は米軍がサトウキビ畑で射撃訓練を行ったことが発覚。米軍は「区域外とは気付かなかった」と信じがたい弁明。

【沖】5月24日 米軍がサトウキビ畑で射撃訓練/東村高江

東村高江の土地改良区内サトウキビ畑で二十三日、米軍キャンプ・シュワブ所属の海兵隊員がライフル射撃訓練を行い、四輪駆動車によって「うね」が破壊されるなどの被害が出た。

現場の米兵は「射撃訓練に実弾は使っていない。今夜はこの周辺で寝る予定だ」と言い、訓練は二十六日まで続くとも語った。別の米兵は「(民間地であることは)知らない。訓練はこの奥の森の中で行っている」と話した。土地改良区は米軍北部訓練場に隣接し、国頭村との境に近い。サトウキビ畑には車のわだちの跡が残り、うねが至る所で破壊され、植えたばかりとみられるキビも倒された。

住民によると同日午後三時半ごろ、約五十人の米兵がサトウキビ畑で、射撃のほか「ほふく前進」を訓練していた。別の住民は午後五時半すぎ、付近の畑で二十人ほどの米兵が、ゴーグルのようなものを装着して射撃訓練をしているところを目撃した。

【沖】5月24日 広範囲に薬きょう模擬弾/米軍の演習場外射撃問題

東村高江の土地改良区内サトウキビ畑で、米軍キャンプ・シュワブ所属の海兵隊員がライフル射撃訓練をしていた問題で、東村の平良尚道助役は二十四日午前、現場を視察し、薬きょうが広い範

したという。また「DRMOでは、在沖米四軍の基地から出された廃棄物を扱うが、いずれも安全が確認されたものだけだ」と説明。また同事務所ではPCB(ポリ塩化ビフェニール)は扱っていないと明言した。

囲に散乱するなど、前日確認した畑地以外にも被害が及んでいることを確認、怒りの表情を見せた。同日午前の親川盛一知事公室長の抗議に対し、米軍側は「道に迷って民間地に入った」と説明しているという。那覇防衛施設局も事態を重視し、事実確認をしている。また、前日午前中、米兵が農道を走りながら射撃訓練をしていたことも分かった。

(時事通信)5月24日(水) 米海兵隊が謝罪=区域外演習の誤り認める-沖縄

沖縄駐留米海兵隊が沖縄本島北部の東村のサトウキビ畑で射撃演習をしていたことについて、海兵隊は24日午後、「訓練区域外とは気付かなかった」として誤りを認める謝罪声明を発表した。海兵隊によると、海兵隊員らは23日、定期演習を行うため、米軍北部訓練場に向かい、同訓練場と民間地域の境界にある道路に到着。そこで別の部隊を待つ間、知らずに訓練区域外に出て、着色弾を試射したという。声明は「このような誤りを犯したのは遺憾であり、県民や村民に対し、心配をかけて申し訳ない」とした。

【沖】5月25日 東村議会、米軍への抗議決議を可決

東村高江の土地改良区にあるサトウキビ畑で米海兵隊員が射撃訓練を行った事件で、東村議会(伊集盛久議長)は二十五日午前、原因の徹底究明

などを求める抗議決議と意見書を全会一致で可決した。同日午後、那覇防衛施設局や米軍側に申し入れを行う。抗議決議は「サトウキビ畑のうねが破壊され、農家が丹精込めて育てた作物は荒らされた」と被害を指摘。「地域住民の生活基盤を支えている土地改良区内でこのような事件が起こり、村民に大きな不安と衝撃を与えた。たび重なる

る事件・事故に怒りを込めて抗議する」とした。具体的に(1)原因の徹底究明(2)民間地近くの北部訓練場地域での射撃訓練の即時中止(3)海兵隊員の安全教育と綱紀粛正(4)再発防止(5)米軍の謝罪(6)過去の被害を含めた補償(7)境界へのフェンス設置(8)米軍車両の農道進入禁止一の八点を要望した。

地位協定改正問題

縄などで相次ぐ米軍の民間地での「事故」、軍用機の低空飛行問題の背景には、米軍の法的地位を定めた「地位協定」の不備がある。現安保発効40年になるが、この地位協定は一字一句いじられたことさえない。「運用面の改善」でお茶を濁そうとする政府に業を煮やして、沖縄県ではこの改正(要請)案を新たに作成中。低空飛行を禁じるなどの内容を盛り込む予定。これとは別に、民主党も5月16日に独自の地位協定改正案を公表した。

【流】5月7日 4年余も置きっ放し／空自で保管の米軍恩納通信所跡PCB汚泥

1996年3月に海兵隊恩納通信所跡＝恩納村恩納＝で見つかったポリ塩化ビフェニール(PCB)や水銀などを含んだ汚泥の処分が4年余も宙に浮いている。ドラム缶694本分(約120トン)に及ぶ汚泥は同じ恩納村内にある航空自衛隊恩納分屯基地内で仮保管されたまま。地元恩納村は早期撤去を要望しているが、那覇防衛施設局は「PCBの土壤汚染の国内処理技術がまだ確立せず、運び出しのめどが立たない」と話し、お手上げ状態が続いている。

米軍恩納通信所(約58ヘクタール)は1995年11月に返還され、翌96年に旧汚水浄化槽跡の汚泥を肥料に使いたいとする村民の申し出を受けて、施設局が土壤を検査。その結果、11の有害物質が検出された。水銀とカドミウムは環境基準値の三倍以上の高濃度だった。国は在沖米軍基地内への搬入を要請したが、米軍は「日米地位協定上、返還跡地での原状回復義務や補償義務は負わない」として、米側による撤去と基地内での仮保管を拒否。米軍が環境浄化義務を負わさない地位協定の問題点を浮き彫りにした。

【沖】5月7日 米軍のマイカー、自動車税5分の1／県の試算で判明 県民並み課税なら税収8億円増

県内の米軍人・軍属のマイカーには自動車税の優遇制度があり、県民並みに課税すると年間約七億八千万円の県税アップになることが、県の試算で明らかになった。台数が最も多い排気量一五〇〇cc～二〇〇〇ccクラスの小型自動車では、県民だと年間三万九千五百円課税されるが、米軍関係には五分の一以下の七千五百円に軽減される。その課税は、日米合同委員会で特例税率として合意され、算定基準は不明だ。民間との不均衡是正や厳しい財政事情を理由に、県は毎年、全国渉外知事会を通して米軍関係車両の税率引き上げを要望し続けている。

【流】5月14日 沖縄近海に存在／米軍機低空飛行訓練ルート

昨年6月4日に米軍嘉手納飛行場で起きた米海兵隊のAV8Bハリヤー戦闘攻撃機の墜落事故は、沖縄近海と鹿児島近海を結ぶ低空飛行ルート「パープルルート」での訓練に向かう際に起きたことが13日までに分かった。米海兵隊の事故報告書に明記されている。在沖米軍基地を発着する米軍機の低空飛行訓練ルートの存在が公式文書で確認されたのは初めて。山口県岩国基地を本

拠地とする第31海兵遠征部隊所属のハリヤー機が嘉手納基地に実質常駐化している根拠に、常態化する低空飛行訓練があるとみられ、飛来中止を求めている嘉手納基地の周辺自治体などの反発を呼びそうだ。

ハリヤー機墜落炎上事故は、昨年6月4日午後1時15分ごろに発生した。

日本の航空法などは、住宅密集地上空での最低高度は300メートル、それ以外も150メートルと規定。しかし、在日米軍の行動には、国内法が適用されないため、政府は米軍機は特例法で適用除外としている。米軍機の低空飛行は規制できず、訓練で発生する騒音や震動などの被害が、全国の訓練地で地元の反発を招いている。

【流】5月24日 米軍機訓練に国内法適用方針／県が地位協定改正案で明示へ

日米地位協定の改正要請案づくりを進めている県は、米軍機の運航と訓練にも、日本の国内法を適用し、提供施設外での低空飛行訓練を禁ずる措置を求める方向で、詰めの検討を進めている。既に事務レベルでの改正案をまとめ、三役調整に入っている。在沖米海兵隊が、沖縄周辺での低空飛行訓練経路「パープルルート」の存在を公式に認め、日本政府も把握しているとの見解を打ち出したことについても、県は確認を急いでいる。

県は1995年11月の地位協定見直し要請で、航空機騒音との関連で国内法適用を要請。渉外知事会やドイツの先例を踏まえ、県は今回の地位協定改正要請では一歩踏み込み、低空飛行訓練を禁ずる措置として、米軍機の航行・訓練にも国内法適用を求める。

県は基地返還が加速することを見据え、基地内への立ち入り調査権の明記や国内環境法規の適用、返還される土地の浄化責任を、米側に負わせることなどを軸にした地位協定改正案づくりを急いでいる。

【流】5月27日 地位協定の運用改善／政府、米軍環境保全で検討

【東京】政府は、在日米軍の権利や義務を規定した日米地位協定の運用改善の一環で、環境保全に関する検討・研究作業に着手したことが、26日までに分かった。現行の地位協定は米軍の環境保全義務を定めていないため、運用指針あるいは基本原則などを、日米間で新たに決めようとする視界に入れている。今後、検討・研究作業を進め、日米合同委員会などで米側に提案する見通しだ。

【沖】6月8日 米兵から養育費取立を明記／県の地位協定改正案

在沖米軍基地から派生する女性たちの問題解決を検討していた県は七日、在日米軍人や軍属と離婚した日本人女性が裁判で取り決めた養育費の支払いに応じない相手に対し、給与の差し押さえを含めた強制的な執行力を持たせる条文を、日米地位協定内に明記させることを日米両政府に求めることを決め、文言の調整に入った。また、同協定の効力が及ばない退役や国外転居軍人の場合でも日米で二国間協定を別に結び、対応を可能にする法整備に向けた具体的な検討にも入った。地位協定改正案は早ければ今月中にも最終案を作成し、国に要請する。県内では軍人・軍属と離婚した子どもの養育費や就学などで苦しんでいるケースが目立っており、県の要求が日米政府を動かし、救済制度の確立となるか、注目される。

【流】5月17日 「返還早くして3年後」／嘉手納ラプコン

【東京】運輸省の岩村敬航空局長は17日午前の衆院安全保障委員会で、日米間で返還合意した嘉手納ラプコン(航空機進入管制システム)の日本側への移管時期について、「米軍から管制業務の移管を受けた過去の例から考えると、施設整備や要員の訓練には約3年を要しており、その期間は最低限必要だ」と述べ、ラプコン移管は早くても3年後との認識を示した。上原康助氏(民主)の質問に答えた。

会費とカンパのお願い

●毎年12月と6月はわびしい。財布がほとんど底をついてしまうからです。今年もその例にもれずささやかなキャッチピースの「家計」は風前のともしび、というわけで、いつもお願いで恐縮ですが、会費の方をよろしくお願いします。

●宛名の下に、「会費の納入状況」を書き添えました。ご確認の上ご送金をお願いします。納入状況は6月15日段階の締めです。お知らせと行き違いになった場合はご容赦ください。また、長い間(5

年以上)ご送金いただけていない方については<98年12月まで済み>と書いています。過去の分はともかくとして、新規にご入会いただければ、という気持ちからです。

●大口スポンサーなし。みなさんの浄財だけでまかなわれています。そのような「健全財政」を自負もしています。

●また多くの方々から、カンパもいただいています。おひとりおひとりにお礼のお便りを差し上げるべきところですが、この場を借りて、御礼申し上げてことをお許しください。

●みなさんの支えだけが、「つづける」エネルギーの源です。 (た)

編集室から

◆おめでとう！ 宜野湾市から立候補していた伊波洋一さんが沖縄県議選で見事当選を果たした。「一位当選」は再現できなかったけれど、三位以下を大きく引き離しての二位当選だった。県議選全体では、基地反対派には、とても厳しい結果。伊波さんに寄せられる期待もぐっと高まって、多忙な議員生活になることだろう。どうかがんばってほしい。そう、あの「沖縄から」ももうすぐ再開されます。お楽しみに。

◆今号では「軍転法」の特集を組むつもりだったのだけれど、いろいろな事情で原稿が間に合わずリレー・エッセーをしばらく続けることにします。また、前号の「思いやり予算」の記事が、「次号につづく」で終わっているのに、全然「つづいていない」ことも大いに気にしています。弁解を述べれば、重要なネタである米国防総省の「同盟国の貢献」に関する報告書の最新版がなかなかHPにアップされず、待っていたのでした。やっとは手に入りました。次号では必ず。

◆今回は「独占編集後記」になってしまった。これもまたさびしいぜ。 (た)

原子力艦 入港情報

(116)

2000.5.13~6.22

S=原子力潜水艦(原潜) スタージョン級

L=原子力潜水艦(原潜) ロサンゼルス級

B F=原子力潜水艦(原潜) ベンジャミン・フランクリン級

横須賀

◇ 5/15	08:03	原潜アッシュビル(L)	出港
◆ 5/29	16:06	原潜ヒューストン(L)	入港
◇ 6/3	10:00	原潜ヒューストン(L)	出港

横須賀当期計(うち原潜): 1(1)

佐世保

◆ 5/15	10:14	原潜シャルロット(L)	入港
◆ 5/17	07:16	原潜アッシュビル(L)	入港
◇ 同日	07:33	原潜アッシュビル(L)	出港
◇ 5/21	10:28	原潜シャルロット(L)	出港
◆ 6/4	15:34	原潜アッシュビル(L)	入港
◇ 同日	15:57	原潜アッシュビル(L)	出港
◆ 6/20	10:02	原潜アッシュビル(L)	入港

佐世保当期計(うち原潜): 4(4)

杵臼ビーチ(沖縄・勝連町) 無し

杵臼ビーチ当期計(うち原潜): 0(0)

●2000.1.1から6.22までの各地の原子力艦入港数()内は原潜

横須賀 12(12)

佐世保 10(10)

杵臼ビーチ 3(3)

合計 25(25)

月刊「キャッチピース」発行●脱軍備ネットワーク・キャッチピース 編集●月刊キャッチピース編集委員会
連絡事務所●〒222-0013 横浜市港北区錦ヶ丘10-4 ハイッ幸1-B ☎・FAX 045(433)3483 E-MAIL :
tamaki@ab.mbn.or.jp 郵便振替●00160-7-136148 キャッチピース 定価●100円(通信会員年間3000円)